

救護施設千里寮就労準備支援事業実施計画

1. 事業目的

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者及び被保護者に対して、就労準備支援プログラムを作成し、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援するものである。

2. 事業内容

(1) 支援内容

本事業は、プログラムに基づき、日常生活自立に関する支援、社会自立に関する支援及び就労自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。

なお、支援に当たっては、自立相談支援機関によるアセスメントやそれに基づく支援方針または保護の実施機関による援助方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等について、適宜、自立相談支援機関または保護の実施機関と情報共有し、連携して支援を行うものとする。

ア プログラムの作成・見直し

支援を効果的・効率的に実施するため、利用者が抱える課題や支援の目標・具体的内容を記載したプログラムを作成する。なお、プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜、見直しを行う。その際は、国の就労準備支援事業の手引きに基づく計画書と評価書（法人の様式を使用）を作成し、適正な支援を行う。

イ 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言・指導等を行う。

ウ 社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

エ 就労自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を行う。

オ その他

個々の状況や利用者の希望になるべく合致した社会参加や職場体験先を確保する（事業所開拓）。また、定期的に利用者との面談をし、支援方針の確認と助言を行い、必要に応じて利用者の家族に対しても事業説明などを行う。

(2) 支援の実施期間

3ヶ月～6ヶ月を基本とし、1年を超えない期間とする。

(3) 利用定員

15名(実質9名)

(生活困窮者と生活保護受給者を対象とする。)

(4) 配置職員

常勤の就労準備支援員を1名以上配置する。就労準備支援を行う担当者は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。

なお、配置する職員については、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や社会福祉施設等において就労支援業務に従事した者など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材とする。

(5) 安全衛生・災害補償

就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいては労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえて適切に配慮する。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入する。

(6) 個人情報

関係機関と個人情報を共有する場合は、本人から同意を得るなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえる。